

資料 2-1-2 (公開版)

令和8年3月30日 風力部会資料

(仮 称) 四 時 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書
補 足 説 明 資 料

令和8年2月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

風力部会 補足説明資料 目次

1. 風力発電機の設置予定位置について（非公開）【顧問】（方法書 p5）	1
2. 既設管理用道路の活用による改変区域の低減について【顧問】（方法書 p5）	3
3. 管理用道路の総延長及び濁水排水設備について【顧問】（方法書 p12）	7
4. 沈砂池の長さの単位について【顧問】（方法書 p14）	9
5. 工事中の排水について【顧問】（方法書 p14）	9
6. 風力発電機等の輸送計画について【顧問】（方法書 p16）	10
7. 積み替え場の二酸化窒素に係る短期評価について【顧問】（方法書 p16~17）	12
8. 工事に伴う二酸化炭素の排出量について【顧問】（方法書 p18）	12
9. 計画中の風力発電事業の単機出力及び基数について【顧問】（方法書 p19）	12
10. 季節別の風配図について【顧問】（方法書 p25）	13
11. 「局所風況マップ」のデータの更新年について【顧問】（方法書 p27）	14
12. 大気測定局について【顧問】（方法書 p29~30）	14
13. 「国土数値情報」のデータの更新年について【顧問】（方法書 p39）	18
14. 水象の状況について【顧問】（方法書 p39、40 他）	18
15. 地域概況における植生の状況について【顧問】（方法書 p85）	20
16. 水域の改変について【顧問】（方法書 p90）	21
17. 水道水源について【顧問】（方法書 p148）	21
18. 配慮が特に必要な施設及び最寄りの住宅について【顧問】（方法書 p152）	23
19. 放射線の量の調査について【顧問】（方法書 p319、323）	25
20. 研究業績のある専門家へのヒアリングについて【顧問】（方法書 p324~335）	25
21. 専門家へのヒアリング内容について【顧問】（方法書 p334）	26
22. 既設風力発電事業のデータ活用について【顧問】（方法書 p337）	26
23. $L_{90}+2dB$ の表記について【顧問】（方法書 p344）	26
24. 騒音に関する指針と結果の整合について【顧問】（方法書 p345）	27
25. 騒音及び低周波音の予測計算について【顧問】（方法書 p345）	27
26. 累積的な影響の評価について【顧問】（方法書 p345）	27
27. 予測の手法の誤記について【顧問】（方法書 p348）	28
28. 水質調査地点の設定根拠について【顧問】（方法書 p356）	28
29. 風車の影の調査地点について【顧問】（方法書 p358）	29
30. 一般鳥類の任意調査について【顧問】（方法書 p363）	31
31. 一般鳥類の音声録音調査について【顧問】（方法書 p366）	31
32. 鳥類に係る累積的な影響について【顧問】（方法書 p366）	31
33. 魚類・底生動物の調査について【顧問】（方法書 p372）	32
34. 一般鳥類の調査地点及び踏査経路について【顧問】（方法書 p379）	32
35. 植生調査の時期及び調査地点について【顧問】（方法書 p385~387）	32
36. 植生調査の調査季節について【顧問】（方法書 p386）	33

37. 生態系の上位性注目種について【顧問】（方法書 p390）	34
38. 生態系の調査地点について【顧問】（方法書 p396）	34
39. 景観調査時のレンズの焦点距離及び画角について【顧問】（方法書 p397）	35
40. 夜間のフォトモンタージュについて【顧問】（方法書 p398）	35
41. 人と自然との触れ合いの活動の場の調査内容について【顧問】（方法書 p400）	35
42. 放射線の量の調査について【顧問】（方法書 p411）	36
43. 風力発電機から発せられる騒音の周波数特性について【顧問】（方法書全体）	36
44. 参照する JIS 及び ISO について発行年度について【顧問】（方法書全体）	37
45. 風力発電機の設置予定位置について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 4】	38
46. 風力発電機の設置予定位置について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 5】	40
47. コンクリート供給基地の位置及び車両台数について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 11】	42
48. 改変区域について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 12】	44
49. 残土量について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 13】	46
50. 騒音及び超低周波音、振動の調査地点について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 33】	46
51. 騒音及び超低周波音、振動の調査地点について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 43】	57

1. 風力発電機の設置予定位置について（非公開）【顧問】（方法書 p5）
「図2.2.4-1(2) 対象事業実施区域（詳細図）」
⇒計画している風車の大体の位置が決まっていれば教えてください。

（事業者の見解）

現時点の風力発電機の設置予定位置（案）は図1のとおりです。

※風力発電機の設置予定位置が確定しておらず地権者との調整が必要であるため、非公開といたします。

（二次質問）

「NEDO_風力発電導入ガイドブック（第9版）」では、風車の間隔は“卓越方向が顕著に出現する地域では $10D \times 3D$ 、顕著な卓越方向が出現しない地域では $10D \times 10D$ の風車間隔を目安とすればよい。”とあります。北からの風が多く、風車の配置はローター直径 $120\text{m} \sim 160\text{m}$ に対して狭いように見えますが、ウェークの影響にも配慮お願いいたします。

（事業者の見解）

本事業計画地においても、現地の風況観測結果を踏まえ、卓越風向の特性を整理した上で、ローター直径（D）に対する風車間隔についてウェークの影響を十分考慮しながら、適切な配置を検討いたします。

非公開

図1 風力発電機の設置予定位置（案）

2. 既設管理用道路の活用による改変区域の低減について【顧問】（方法書 p5）

対象事業実施区域には既設のユーラス田人ウインドファームがあります。既設風力発電機の管理用道路を地図でお示してください。本事業の風車配置を検討する際には、既設管理用道路を有効活用して、できるだけ改変面積が少なくなるように配置を計画してください。

（事業者の見解）

ユーラス田人ウインドファームの管理用道路は図2のとおりです。

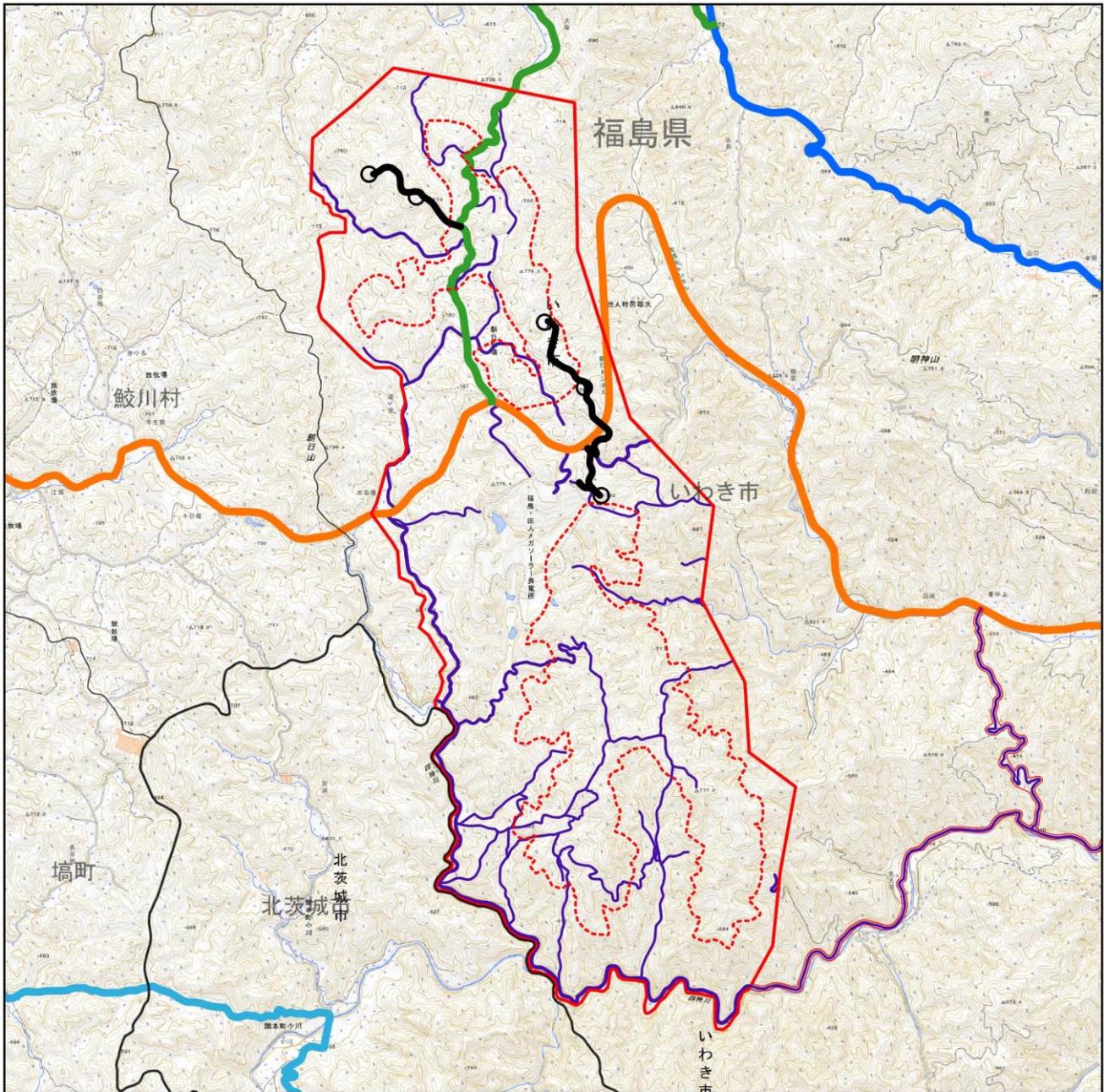
本事業の風力発電機の配置を検討する際には、既設管理用道路を有効に活用しながら、可能な限り改変面積を低減いたします。

（二次質問）

対象事業実施区域内の管理用道路及び林道の情報は基本となる情報ですので、準備書に記載してください。

（事業者の見解）

対象事業実施区域内の管理用道路及び林道の情報について、準備書に記載いたします。



凡例

— ユーラス田人ウインドファーム管理用道路

既存道路

— 一般国道289号

— 主要地方道勿来浅川線

— 主要地方道塙大津港線

— 一般県道才鉢前山線

— その他林道等（区域内のみ）

□ 対象事業実施区域

□ 対象事業実施区域（道路改良等）

□ 風力発電機設置想定区域

ユーラス田人ウインドファーム

○ ユーラス田人ウインドファーム

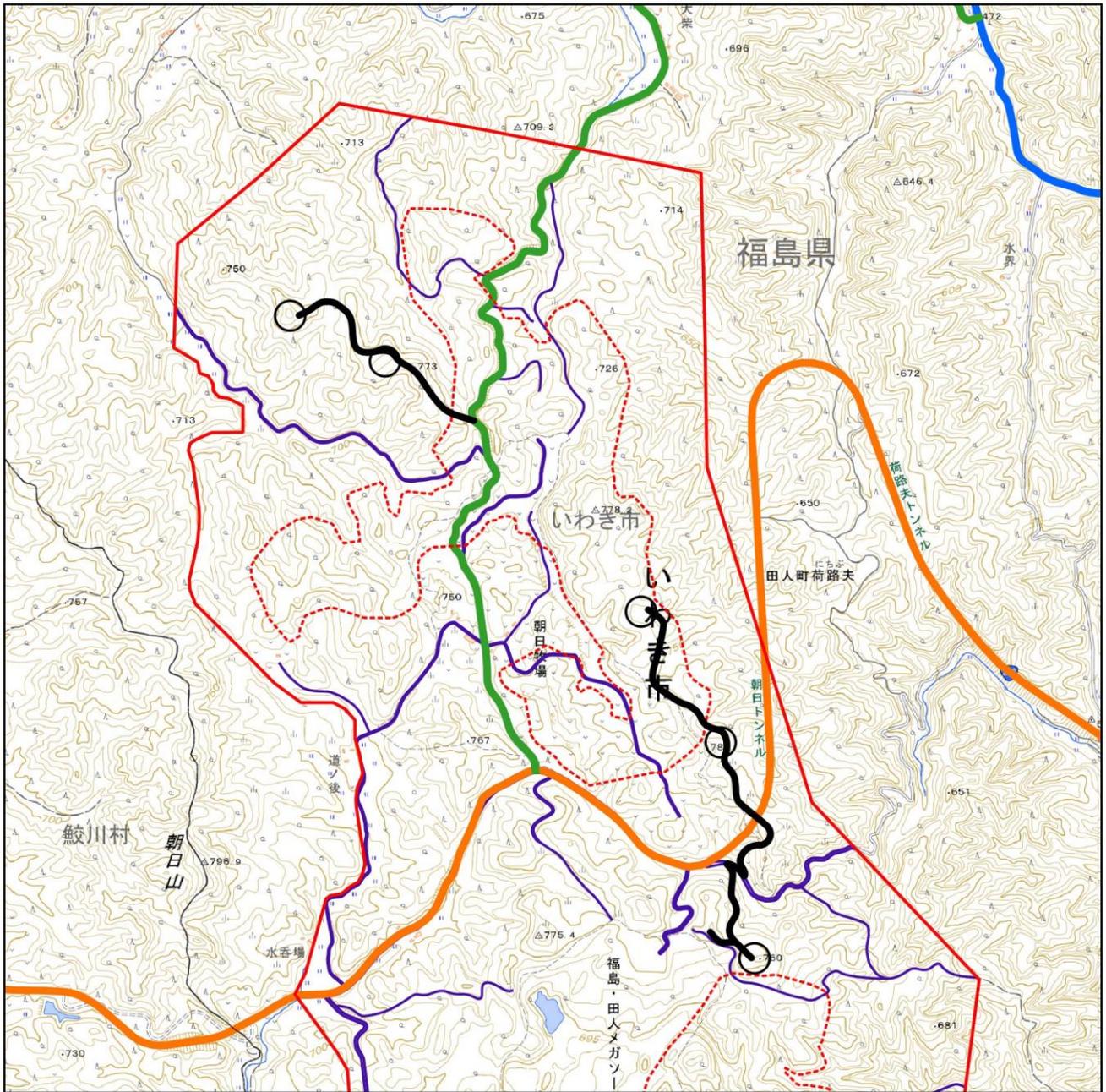
— 県境

— 市町村界

0.5 0 0.5 1 1.5 2 2.5 km



図 2(1) ユーラス田人ウインドファームの
管理用道路



凡例

— ユーラス田人ウインドファーム管理用道路

既存道路

— 一般国道289号

— 主要地方道勿来浅川線

— 一般県道才鉢前山線

— その他林道等（区域内のみ）

□ 対象事業実施区域

□ 風力発電機設置想定区域

○ ユーラス田人ウインドファーム

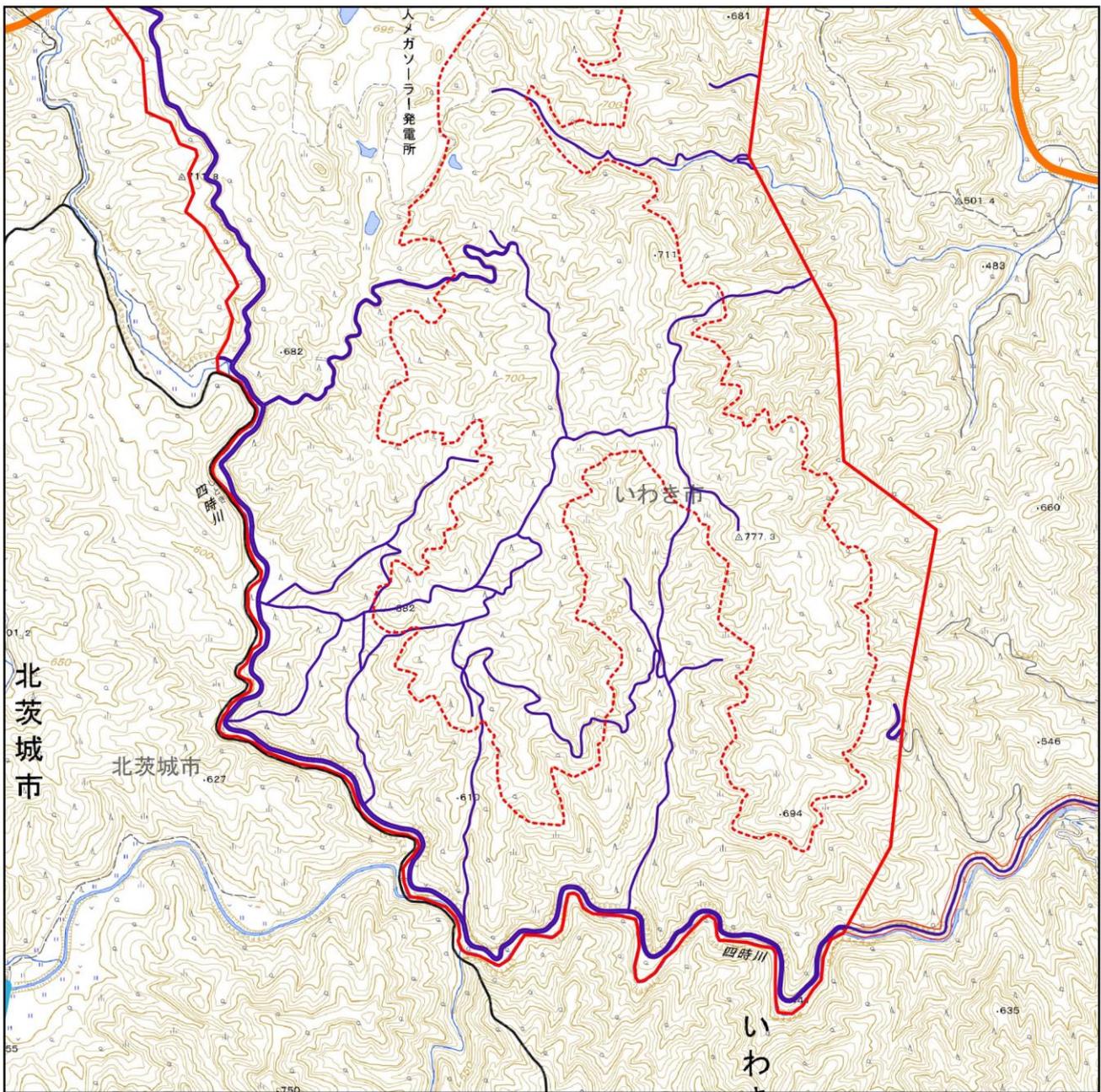
— 市町村界

1:25,000

0.5 0 0.5 1 km



図 2(2) ユーラス田人ウインドファームの
管理用道路（北側拡大図）



凡例

既存道路

- 一般国道289号
- 主要地方道塙大津港線
- その他林道等（区域内のみ）

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域（道路改良等）
- 風力発電機設置想定区域
- 県境
- 市町村界

0.5 0 0.5 1 km



図 2(3) ユーラス田人ウインドファームの
管理用道路（南側拡大図）

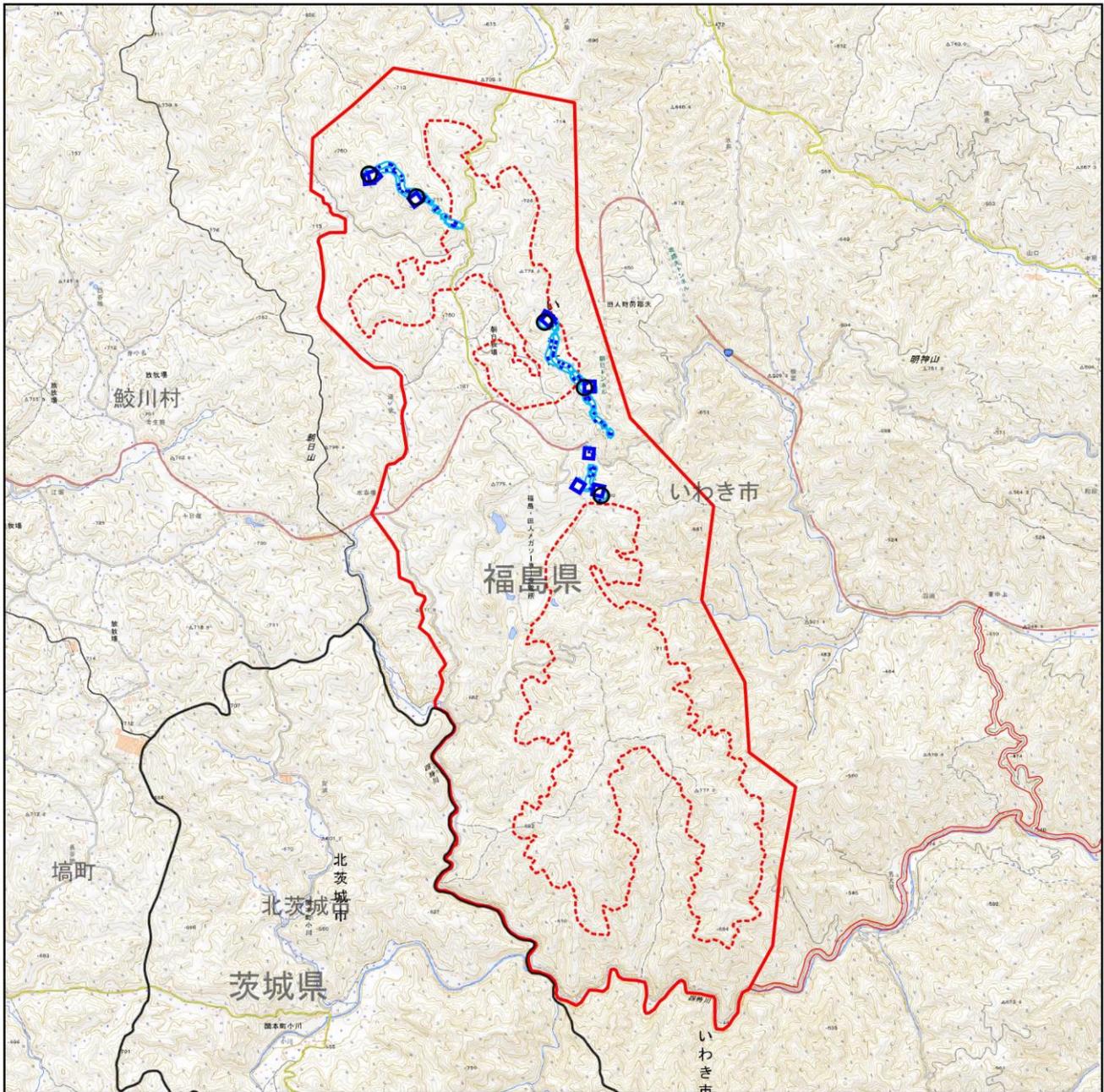
3. 管理用道路の総延長及び濁水排水設備について【顧問】（方法書 p12）

対象事業実施区域内の管理用道路のうちで既設・新設道路の総延長はいくらくらいでしょうか。また、既設・新設道路の濁水排水設備（側溝等）の現状及び計画をお知らせください。

（事業者の見解）

対象事業実施区域の管理用道路の総延長は約 12 kmです。そのうち、既設道路は約 2 km、新設道路は約 10 kmです。

また、ユーラス田人ウインドファームの沈砂池及び排水設備の設置位置は図 3 のとおりです。



凡例

- 沈砂池
- 仮設沈砂池
- 排水施設

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (道路改良等)
- 風力発電機設置想定区域
- ユーラス田人ウインドファーム
- 県境
- 市町村界

0.5 0 0.5 1 1.5 2 2.5 km



図3 ユーラス田人ウインドファームの沈砂池及び排水設備の設置位置

4. 沈砂池の長さの単位について【顧問】（方法書 p14）

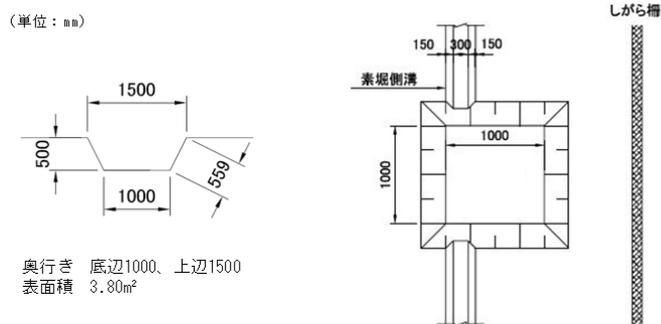
「図2.2.6-2 沈砂池の概略図（例）」

⇒長さの単位が分かるよう、記載をお願いいたします。

（事業者の見解）

単位の記載ができておりませんでしたので、図4にお示しいたします。

準備書においては、長さの単位が分かるよう、追記いたします。



注: 1. 施工時のみに設置し、完成後に撤去するしがら柵は、高さ50cmとする。
2. 工事中の沈砂池の設置数や位置、寸法等は、地形や気象等により適宜変更する。

図4 沈砂池の概略図（例）

5. 工事中の排水について【顧問】（方法書 p14）

- ・コンクリート打設に伴うアルカリ排水への対応は必要ありませんか。
- ・沈砂池に湛水した場合、両生類の産卵場所として利用され、その後の土砂流入や水位低下等によって影響が生じるといった懸念はありませんか。

（事業者の見解）

- ・アルカリ排水の処理方法については、工事計画がより具体化する準備書において記載いたします。なお、コンクリート工事に当たっては、打設時に余ったコンクリートは持ち帰り、場外プラントにおいて処分いたします。また、コンクリートポンプ車の現場での洗浄については、洗いを外部に流出させないように対策を講じ、洗いを蒸発させ、残渣は回収し、産業廃棄物として適切に処理いたします。
- ・本地域は早春から夏季にかけての降雨量が比較的少ない地域であり、2025年5月のまとまった降雨後の翌月（2025年6月）に確認したユーラス田人ウインドファームの沈砂池の状況を踏まえると、沈砂池に長期間湛水状態が継続する可能性は高くないと考えております。このため、両生類が安定的な産卵場所として継続的に利用する可能性は限定的であると認識しております。なお、沈砂池設置後に実際の湛水状況等を確認し、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。

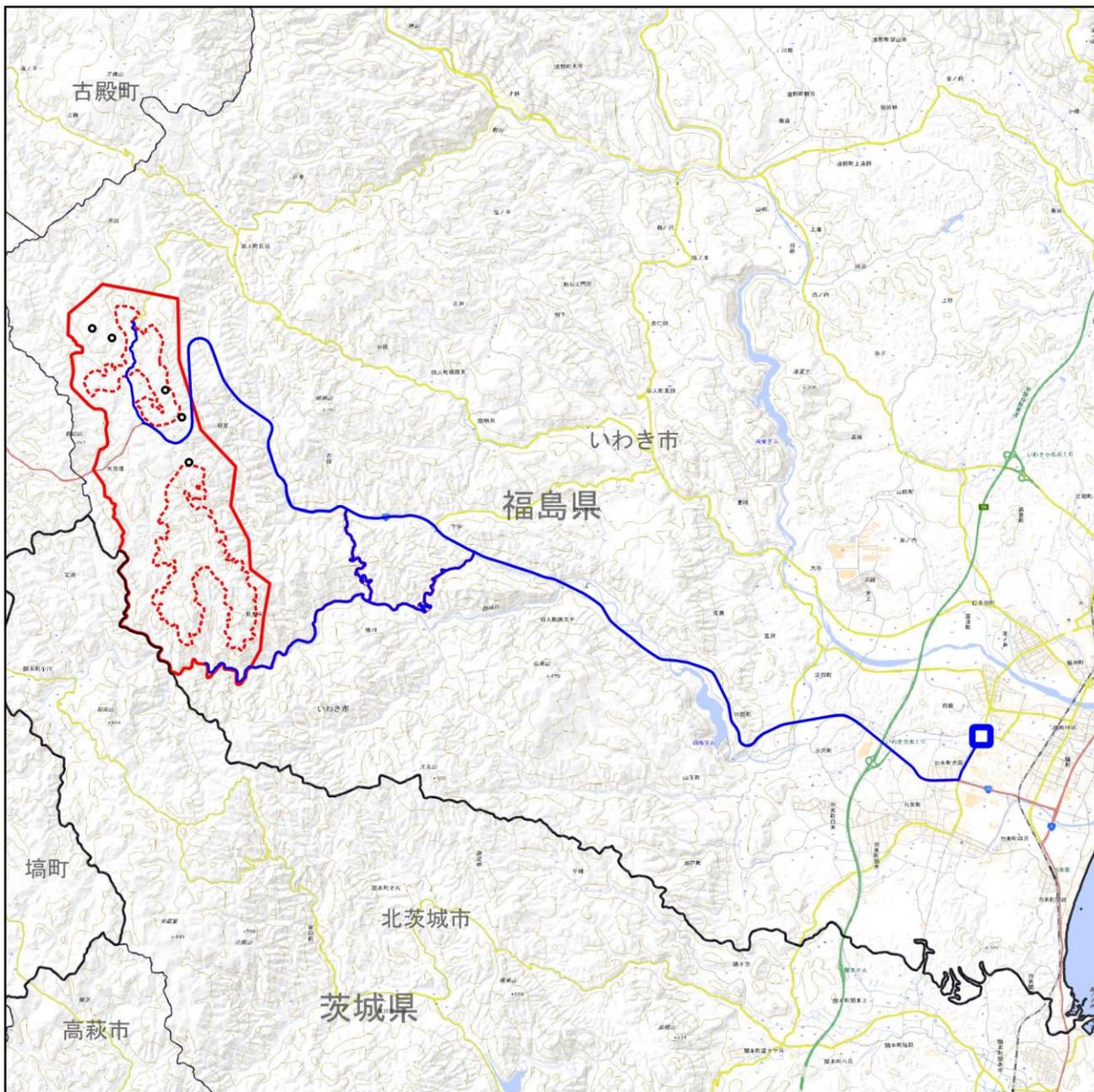
6. 風力発電機等の輸送計画について【顧問】（方法書 p16）

風力発電機等の輸送計画は決まり次第（あるいは計画の段階でも）図書に明記するようにしてください。「工事関係車両」は検討中とのことですが、どのようなルートで検討されているかを記載してください。

（事業者の見解）

風力発電機を含む大型資材の搬出入路及び工事用資材等の搬出入路（案）は、方法書 p17 に記載のとおりです。

また、現時点で想定しているコンクリート供給基地の位置及び工事用資材等の搬出入路（案）を図5にお示しいたします。



凡例

- 想定しているコンクリート供給基地
- 工事用資材等の搬出入路（案）

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域（道路改良等）
- 風力発電機設置想定区域
- ユーラス田人ウインドファーム
- 県境
- 市町村界



図5 コンクリート供給基地の位置
及び工事用資材等の搬出入路（案）

7. 積み替え場の二酸化窒素に係る短期評価について【顧問】（方法書 p16~17）

大型資材の搬入経路において大型トレーラー等からの積み替え地点を設ける場合は、その近傍に住宅があるときは二酸化窒素に対する短期評価を実施してください。

（事業者の見解）

大型資材の搬入に当たり、積み替え場を設ける場合は、周囲の住宅の位置を確認するとともに、住宅との距離が近い場合には、二酸化窒素に対する短期評価を実施いたします。

8. 工事に伴う二酸化炭素の排出量について【顧問】（方法書 p18）

計画の熟度が増す準備書においては、樹木伐採に起因するCO₂吸収量の年間減少量も評価してください。さらに、ライフサイクルCO₂排出量の文献値（電力中央研究所）の他に、本施設の建設に伴う二酸化炭素排出量を評価してください。

（事業者の見解）

準備書においては、事業計画がより具体化いたしますので、樹林伐採面積を考慮した上で、二酸化炭素の排出量をお示しいたします。また、工事に伴う二酸化炭素の排出量についても算出いたします。

9. 計画中の風力発電事業の単機出力及び基数について【顧問】（方法書 p19）

表2.2.6-3(2) (p19) に対象事業実施区域の周囲における風力発電事業（計画中）の単機出力と基数を追記してください。

（事業者の見解）

方法書 p19「表 2.2.6-3(2) 対象事業実施区域の周囲における風力発電事業（計画）」に、単機出力と基数を追記した表を以下にお示しいたします。

事業の名称	事業者	単機出力	基数	手続段階	風力発電機設置 想定区域からの距離
（仮称）たびと中央ウィンドファーム	株式会社GF	4,200kW	最大 13基	準備書	約2.2km
いわき三和風力発電事業	いわき三和ウィンドエナジー 合同会社	4,200kW	9基	建設工事中	約15.4km
茨城塙風力発電事業	茨城塙ウインド合同会社	4,200kW	19基	建設工事中	約2.5km

10. 季節別の風配図について【顧問】（方法書 p25）

山田地域気象観測所について、季節別の風配図等を作成し、季節別の最多風向・平均風速等についてご説明ください。

（事業者の見解）

山田地域気象観測所における季節別の風配図、最多風向及び平均風速を図6にお示しいたします。山田地域気象観測所において、最多風向は北北西～北向き、平均風速は1.7～2.8m/sでした。なお、風向風速については、方法書と同様に2024年1月1日～12月31日のデータを使用いたしました。

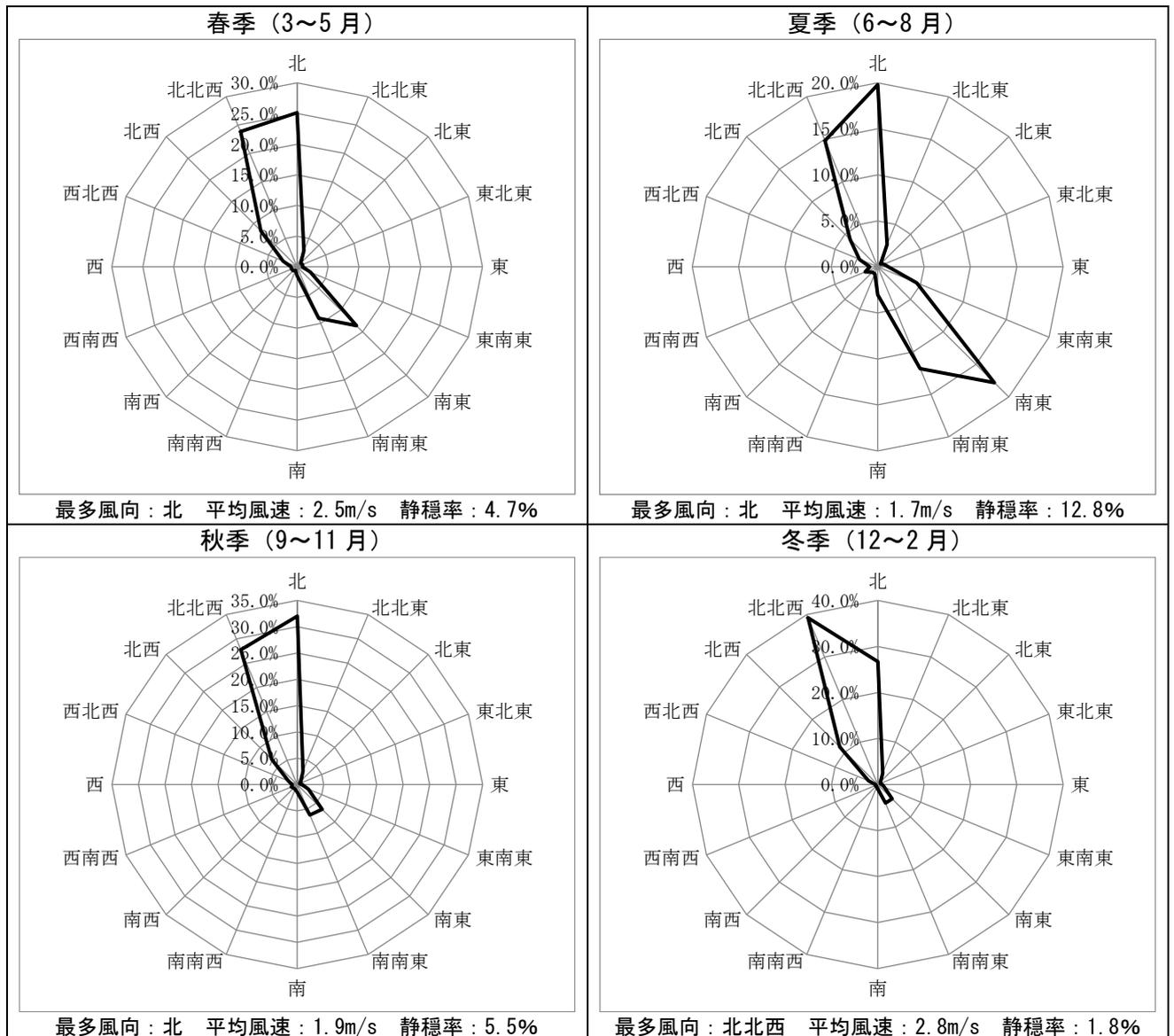


図6 山田地域気象観測所における季節別風配図

(二次質問)

説明内容を準備書に記載してください。

(事業者の見解)

山田地域気象観測所における季節別の風配図、最多風向及び平均風速等の説明内容について、準備書に記載いたします。

11. 「局所風況マップ」のデータの更新年について【顧問】（方法書 p27）

「局所風況マップ」（NEDOが運営するホームページ 最終閲覧月：2025年7月）を用いて
⇒何時のデータを使用しているか分かるよう、記載をお願いいたします。

(事業者の見解)

「局所風況マップ」（NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）において、気象モデルを計算するための元データは、近年における風向・風速の分布が平均的である年として2000年のデータが使用されております。

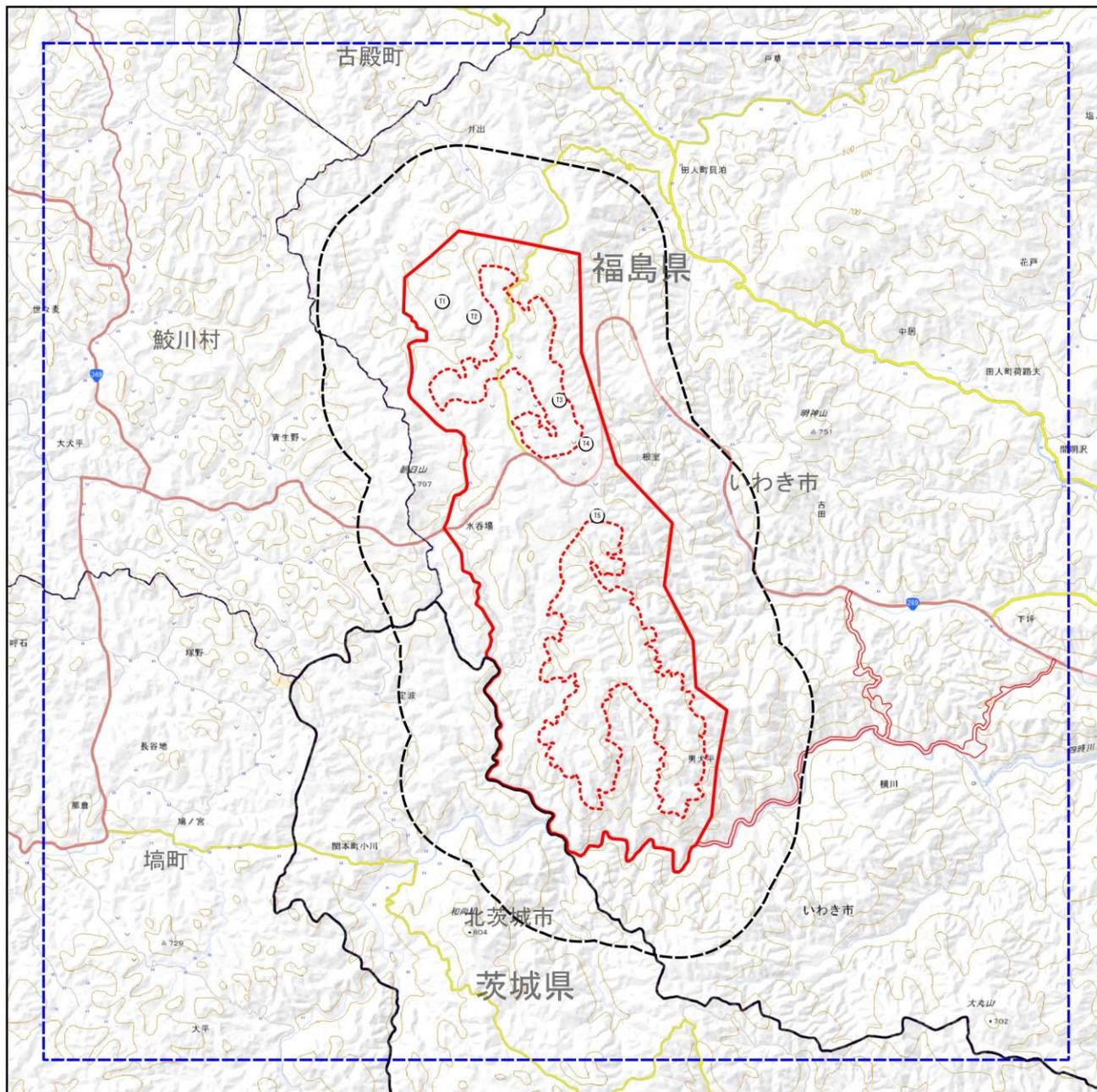
準備書においては、使用されている時期を明記いたします。

12. 大気測定局について【顧問】（方法書 p29～30）

一般環境大気測定局は対象事業実施区域の周囲にはもっと多数あります。環境省「そらまめくん」を閲覧すると、例えばSO₂の測定局は中央台、常磐、大原、滝尻、中原、下川、金山、花ノ井、上中田、北茨城中郷等があります。表3.1.1-3に示す5地点だけを選択してデータ整理を行った理由をご説明ください。周辺の大気環境の状況は、入手可能なデータをできるだけ集めてとりまとめることが適切であると考えます。

(事業者の見解)

既存資料に基づく大気状況の調査対象範囲は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2025年）より、環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）の考え方に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の1kmの範囲が網羅できるよう、図7にお示しする「対象事業実施区域及びその周囲」を設定しております。なお、当該範囲内には一般環境大気測定局が存在しないことから、各環境基準項目の最寄りの測定地点を選定し、データ整理を行いました。



凡例

- 対象事業実施区域及びその周囲
- (参考) 対象事業実施区域の周囲1kmの範囲
- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (道路改良等)
- 風力発電機設置想定区域
- ユーラス田人ウインドファーム
- 県境
- 市町村界



図7 大気の状態の調査範囲

（二次質問）

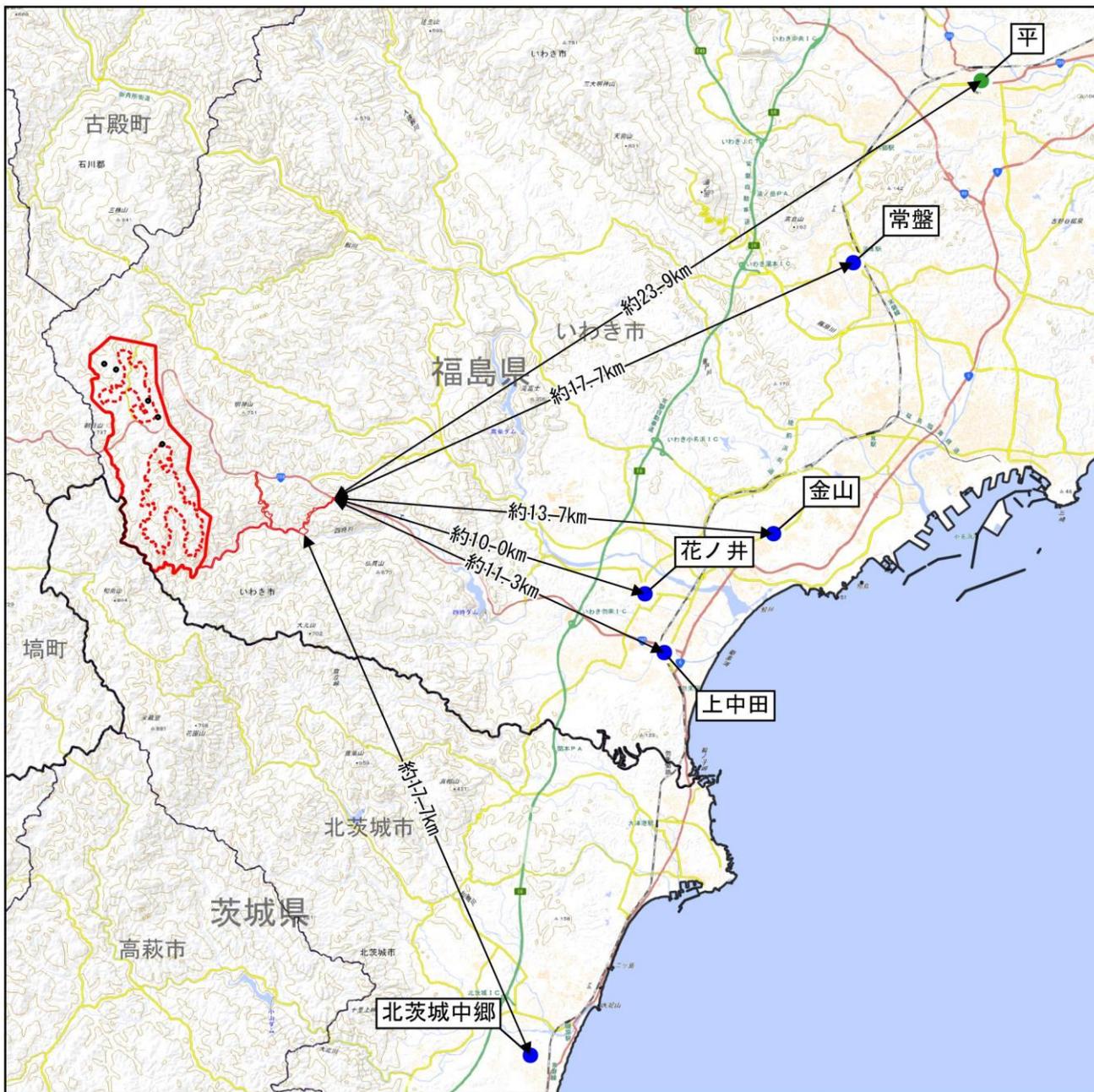
ご説明いただきたいのは、対象事業実施区域から最寄りの測定地点の選定の仕方についてです。例えば、環境省のサイトでは「常盤」地点は、「平」地点よりも対象事業実施区域に近く、「金山」地点は「上中田」地点とほぼ同距離にありますが、方法書では選定されておりません。距離の基準などから客観的に選定したとは思えませんので、お聞きしております。

（事業者の見解）

大気質の測定地点の位置を図8にお示しいたします。

対象事業実施区域から各一般環境大気測定局までの距離は、「花ノ井」が約10.0km、「上中田」が約11.3km、「金山」が約13.7km、「常盤」が約17.7kmとなっており、方法書において大気質の状況を把握するために使用した資料である、「大気汚染測定結果（令和5（2023）年度）」（福島県、令和7（2025）年2月）によりますと、最寄りの地点である「花ノ井」においては二酸化硫黄のみの測定であったため、「花ノ井」に加え、複数項目を測定している地点のうち最寄りの地点であった「上中田」を選定いたしました。なお、約17.7kmの距離に位置する「北茨城中郷」につきましては、隣接する茨城県における一般環境大気測定局のうち最寄りの地点として選定いたしました。

また、同資料によりますと、2024年3月31日現在の自動車排出ガス測定局は福島市の「松浪町」、郡山市の「台新」、いわき市の「平」の3地点でしたので、自動車排出ガス測定局のうち最寄りの地点である「平」を選定いたしました。



凡例

- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (道路改良等)
- 風力発電機設置想定区域
 - ユーラス田人ウインドファーム
- 県境
- 市町村界

1:200,000
2.5 0 2.5 5 7.5 10 km



図8 大気質の測定地点の位置

13. 「国土数値情報」のデータの更新年について【顧問】（方法書 p39）

「国土数値情報 河川」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：2025年7月）、
「国土数値情報 流域メッシュ」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：2025年7月）」

⇒何時のデータを使用しているか分かるよう、記載をお願いいたします。

（事業者の見解）

「国土数値情報 河川」は2007年のデータ、「国土数値情報 流域メッシュ」は2009年のデータとなります。

準備書においては、使用されている時期を明記いたします。

14. 水象の状況について【顧問】（方法書 p39、40 他）

- ・ため池があるようですので（p372）、記述することをご検討ください。
- ・ため池には土砂流入の可能性や、魚類、底生動物の生息可能性はありませんか。
- ・「図3.1.2-1 河川の状況」で流域を示していただいておりますが、流域界と個々の河川の描写が重なり、判別しにくくなっているきらいがあります。本図と併せて、河川（水象）の連続性や位置関係がより鮮明に確認できる図をご提示いただけないでしょうか。

（事業者の見解）

- ・対象事業実施区域内のため池について、公開されている資料により名称等を確認し、準備書において記載いたします。
- ・ため池への土砂流入の可能性については、今後作成する準備書において、事業計画及び地形・降雨条件等を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。なお、現時点では魚類及び底生動物の生息は確認できておりませんが、現地調査において、調査範囲におけるため池の状況等を確認いたします。
- ・河川（水象）の連続性や位置関係がより鮮明に確認できるよう、図9に河川の状況をお示しいたします。

15. 地域概況における植生の状況について【顧問】（方法書 p85）

- ・植生の概況ですので、引用植生図の凡例を示す前に、現在分布している植生が成立している背景としての自然環境条件（気候、地形、標高等）やそれらを反映した植生帯のほか、土地利用等の人為的影響の概要を説明してください。その上で、引用した凡例の植物群落名やそれらの配分、特徴等を述べてください。
 - ・最後の5段落目に「（仮称）田人風力発電事業環境影響評価書」でまとめた植生図がここで引用されている環境省植生図と異なる旨が述べられております。しかし、環境省植生図は全国を対象とした統一凡例で描かれているため、アセス調査のように狭い地域を詳細に調査した植生図とは異なるのは当然と考えます。また、配慮書や方法書は現地調査に入る前に既存資料で対象地についての概要を把握し、適切なアセスメント計画の大枠を策定するためのものです。方法書の引用資料はあくまでも参考資料であり、当該地の現存植生をより正確に示すのが準備書で、方法書のものと異なっていたら準備書のものを基準としてアセス計画を策定すればよく、引用植生図と比較する意味はありません。したがって、この5段落目の文章は準備書において示されるもので、ここでは不要と考えます。
- 引用されている「（仮称）田人風力発電事業環境影響評価書」の植生図は、対象事業実施区域の一部と重なっているわけですが、これを基準として残りの部分の植生図を作製するのは避けてください。あくまでも参考とするにとどめてください。

（事業者の見解）

- ・植生の概況について、以下の説明を準備書に追記いたします。

「対象事業実施区域の周囲は太平洋側気候に属し、夏季と冬季の寒暖差が比較的少なく、年間を通して日照時間が多く降雪が少ないのが特徴である。また、阿武隈高地に該当するため、山地が多く急峻な地形が多いが、標高としては500～700mとそれほど高くない。植生帯としてはブナクラス域が高標高域に、ヤブツバキクラス域が低標高域に分布している。

また、土地利用等の人為的影響については、山地が多いため耕作地としての利用は少ないが、植林地が多く分布している。対象事業実施区域の周囲には二次林も多く、当該地域ではかつて畜産が盛んであったこと等から、放牧地や薪炭林として利用されていたものと推察される。」
- ・準備書において、本事業の現地調査結果を基に作成した植生図をお示しいたします。なお、「（仮称）田人風力発電事業環境影響評価書」の植生図を基準として本事業の対象事業実施区域の植生図を作成することはせず、あくまで参考といたします。

16. 水域の改変について【顧問】（方法書 p90）

「図3.1.5-5(4) 現存植生図（拡大図 道路）」において開放水域と道路が近接しているように見えますが、水域の直接改変や水域に隣接した場所での工事等がありますか。

（事業者の見解）

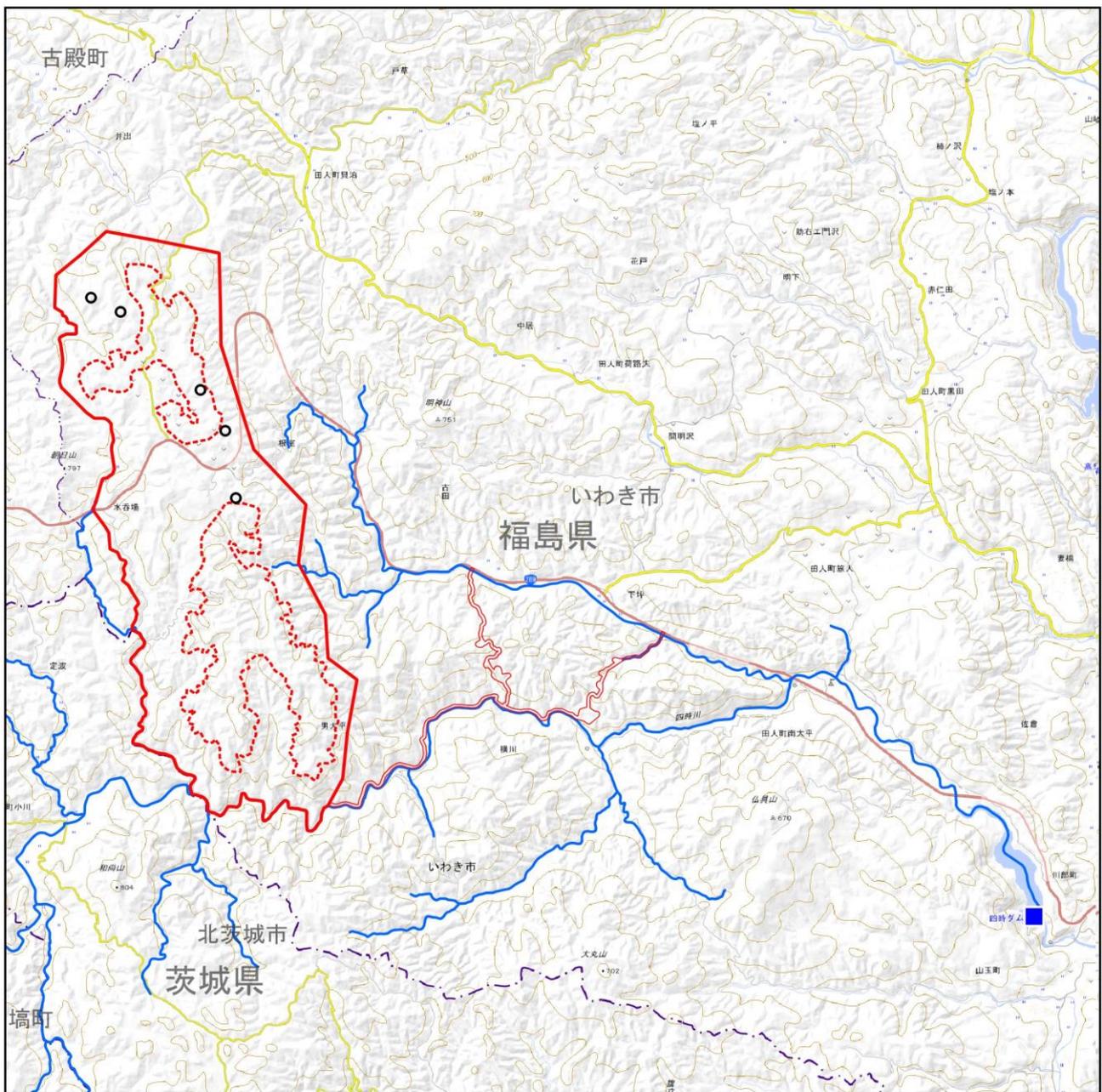
本事業において、水域の直接改変は行いません。なお、沈砂池排水口からの濁水は林地土壤に浸透させ、常時水流まで到達しないよう、事業計画を検討いたします。

17. 水道水源について【顧問】（方法書 p148）

対象事業実施区域やその周囲及び下流域の表流水の取水箇所の有無、有る場合には取水地点について図示、記述することを検討ください。

（事業者の見解）

対象事業実施区域を流れる鮫川水系四時川の下流域に位置する表流水の取水地点（原水の取水地点：いわき市山玉町竹棚）の位置を図 10 にお示しいたします。



凡例

- 表流水の取水地点
- 流入する河川

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (道路改良等)
- 風力発電機設置想定区域
- ユーラス田人ウインドファーム

1:80,000
1,000 0 1,000 2,000 3,000 m



図10 表流水の取水地点の位置

18. 配慮が特に必要な施設及び最寄りの住宅について【顧問】（方法書 p152）

- ・「以下に該当する配慮が特に必要な施設は存在しない」と言い切っているが、自ら一定範囲を設定した上で存在しないという結果なので、設定した条件を明記してください。参考まででよいので、どの程度の距離離れると配慮が必要な施設があるかが触れられると良いと考えます。
- ・最寄りの住宅まで0.5kmは極端に近いと思われまますので、風力発電機の配置には十分な配慮が必要と思料します。

（事業者の見解）

既存資料に基づく大気の状態の調査対象範囲は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2025年）より、環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）の考え方に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の1kmの範囲が網羅できるよう、図7にお示しする「対象事業実施区域及びその周囲」を設定しております。なお、当該範囲内には配慮が特に必要な施設が存在しないことから、各配慮が特に必要な施設の最寄りの地点を選定し、整理を行いました。

対象事業実施区域の周囲に位置する最寄りの配慮が特に必要な施設を図11にお示しいたします。

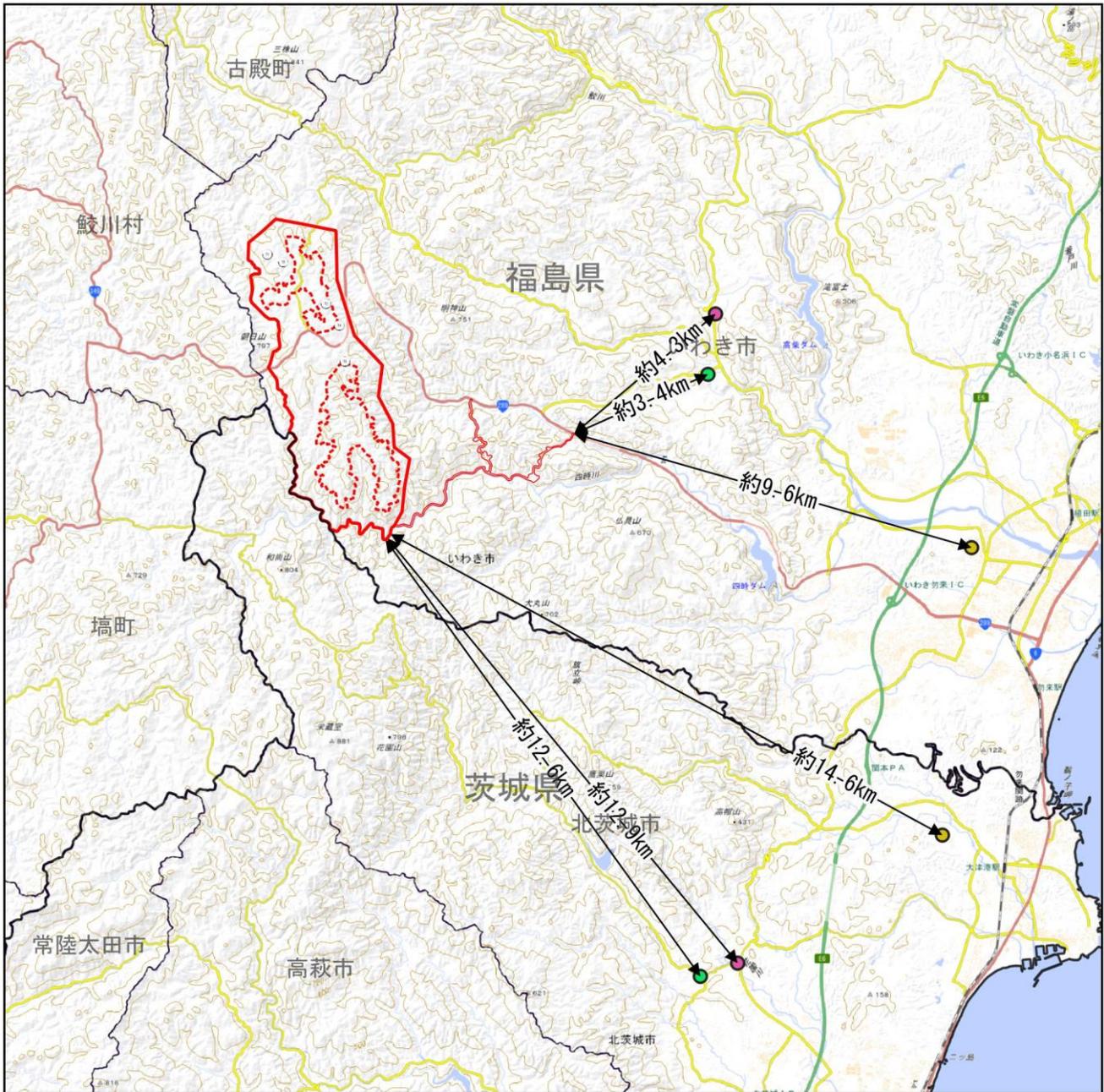
また、風力発電機の配置の検討に当たっては、騒音、超低周波音及び風車の影の調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、可能な限り離隔距離を確保できるよう事業計画を検討いたします。

（二次質問）

「事業者の見解」として示していただいた、「既存資料に基づく大気の状態の調査対象範囲は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2025年）より、環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）の考え方に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の1kmの範囲が網羅できるよう」を活用し、方法書の適切な箇所へ追記してください。

（事業者の見解）

既存資料に基づく調査対象範囲の設定については、方法書 p21 に記載をしておりますが、準備書においては、それに加えて「3.2 社会的状況」の冒頭に追記いたします。



凡例

配慮が特に必要な施設（各最寄りの施設）

- 教育施設
- 社会福祉施設
- 医療施設

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域（道路改良等）
- 風力発電機設置想定区域
- ユーラス田人ウインドファーム
- 県境
- 市町村界

1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 km



図 11 福島県及び茨城県における
配慮が特に必要な施設（各最寄りの施設）

19. 放射線の量の調査について【顧問】（方法書 p319、323）

放射性物質については項目選定されておりませんが、除染されていない森林地域での土木工事を伴うことから、放射性物質の大気、土壌、水質中の環境影響の有無を確認することが必要と考えます。福島県知事意見p411に関連する記述があります。

（事業者の見解）

放射線の量については、方法書資料編 p 資料-119 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲の 87 地点において空間線量を測定した結果、いずれの地点においても、国の除染基準である「校庭、園庭等の日常的な生活空間で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上、雨通の下等の局所的な箇所については毎時 1 マイクロシーベルト以上」を下回る結果でした。そのため、本事業では放射線の量を環境影響評価項目としては選定していません。

（二次質問）

方法書 p 資料-119、120 の測定結果によると、No. 28 では $0.178 \mu\text{Sv/h}$ 、No. 48 では $0.195 \mu\text{Sv/h}$ となっており、国が示す $0.23 \mu\text{Sv/h}$ にかなり近い値となっております。また、森林地域では落葉や水脈等による放射性物質の局地的な濃縮が起こる可能性があります。濃縮された放射性物質が、土木工事によって拡散されていないかどうかを確認しながら工事を進めることが必要であると考えます。

同様の意見が補足説明資料 No. 37 にも出されておりますので、環境監視について検討をお願いいたします。

（事業者の見解）

工事の実施前において、改変の可能性のある範囲で表層を含めた土壌中の放射性物質濃度を測定いたします。また、必要に応じて関係機関と協議を行い、環境監視を含め適切に対応いたします。

20. 研究業績のある専門家へのヒアリングについて【顧問】（方法書 p324~335）

対象事業実施区域の周囲には和尚山ブナ希少個体群保護林、小川ブナ希少個体群保護林等の重要な森林植生がありますが、特に小川ブナ希少個体群保護林では森林生態系に関する多くの調査が実施されており、多数の論文や書籍で研究成果が公表されております。森林植生や生態系についてこうした研究業績のある専門家へのヒアリングを行うよう、検討してください。

（事業者の見解）

小川ブナ希少個体群保護林について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所へのヒアリングを検討いたします。

21. 専門家へのヒアリング内容について【顧問】（方法書 p334）

調査方法についての事業者質問に、「群落組成表の作成に関して、経済産業省の顧問会より1植生あたり複数地点の調査を求められることが多いが、調査地点を絞り込んでの作成は可能か。」とありますが、このことは経産省のアセス手引書（p547：L3-6）に示されていることで、専門家に回答を求めることではないと思います。また、それに対する専門家の回答に「調査地点設定については、あくまでも植物の保全の観点に限った意見」とありますが、植生の場合は立地保全とも関わっておりますので、当を得たものではありません。

（事業者の見解）

今後の専門家ヒアリングにおいては、ご助言いただく内容について精査いたします。

また、植生調査地点については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2025年）を参考に、調査いたします。

22. 既設風力発電事業のデータ活用について【顧問】（方法書 p337）

各環境影響評価項目の資料調査に際しては、既存ユーラス田人ウインドファームの環境影響評価書を有効活用してください。

（事業者の見解）

各環境影響評価項目の資料調査においては、引き続き、「（仮称）田人風力発電事業環境影響評価書」を有効活用いたします。

23. $L_{90}+2\text{dB}$ の表記について【顧問】（方法書 p344）

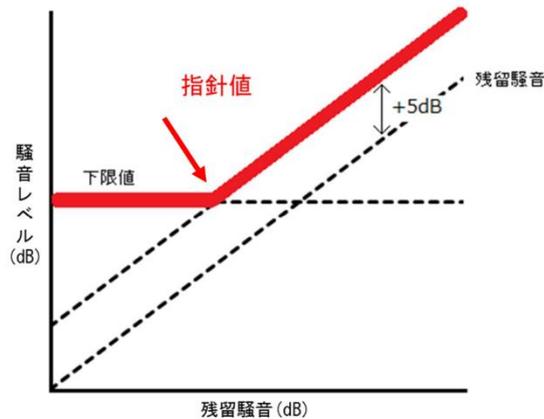
$L_{90}+2 \rightarrow L_{90}+2\text{dB}$ に修正してください。

（事業者の見解）

準備書において、「 $L_{90}+2\text{dB}$ 」に修正いたします。

24. 騒音に関する指針と結果の整合について【顧問】（方法書 p345）

「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年環水大大発第1705261号）との整合に関しては、図（グラフ）による結果の説明も含めてください。



（事業者の見解）

準備書において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年環水大大発第1705261号）との整合については、図（グラフ）による結果の説明も含めて記載いたします。

25. 騒音及び低周波音の予測計算について【顧問】（方法書 p345）

騒音及び低周波音の予測計算にあたり、予測値のみではなく、考慮される減衰項の予測値も準備書で明示してください。それによって、騒音及び低周波音の予測値の妥当性の確認が容易になります。なお、補足資料として示していただければ結構です。

（事業者の見解）

騒音の予測計算に当たっては、予測値のみではなく、考慮する減衰項の予測値についても準備書資料編においてお示しいたします。

26. 累積的な影響の評価について【顧問】（方法書 p345）

累積的な影響の評価については、周辺の事業との距離が離れているから検討しないではなく、影響が小さいことを図書の中で示すことが重要と考えますので、このような考えで影響評価を考察してください。仮に考慮しない周辺事業がある場合は、考慮しない妥当な理由も図書へ明記するようにしてください。

（事業者の見解）

準備書において、累積的な影響の予測対象とした風力発電事業及び環境影響評価項目について、選定した理由及び選定しない理由を明記いたします。

27. 予測の手法の誤記について【顧問】（方法書 p348）

「既存事例の引用又は騒音の予測計算式に準じた伝搬理論に基づく距離減衰式により予測を行った。」→「既存事例の引用又は騒音の予測計算式に準じた伝搬理論に基づく距離減衰式により予測を行う。」ではないか。

（事業者の見解）

誤記のため、方法書においては「既存事例の引用又は騒音の予測計算式に準じた伝搬理論に基づく距離減衰式により予測を行う。」が正でした。

28. 水質調査地点の設定根拠について【顧問】（方法書 p356）

- ・水質調査地点W1～W3の設定根拠（表6.2.3-10(1)、p355）に記載された小松川上流や支流と、図3.1.2-12（p40）に図示された小松川や第1・第2井出川との関係を対応づけてください。
- ・水質調査地点W4, W5の設定根拠（表6.2.3-10(1)、p355）に記載された戸草川と、図3.1.2-12（p40）に図示された大柴沢を混同してしまう懸念があります。
- ・図6.2.3-4(1)において、現地にて確認された沢筋が加筆されており、非常にわかりやすく表現されております。ヤードや道路側溝からの雨水が沢や河川に到達するまでの経路や到達の可否を評価する際にこのような図を用いることで、評価結果を分かり易く提示してください。

（事業者の見解）

調査地点及び各河川の対応付けは、以下の赤字のとおりであり、準備書において修正いたします。また、準備書における濁水の到達予測推定距離の予測に当たっては、河川や沢筋を表示した流下図をお示しいたします。

表 6.2.3-10(1) 水の濁りの調査地点（浮遊物質量の状況）

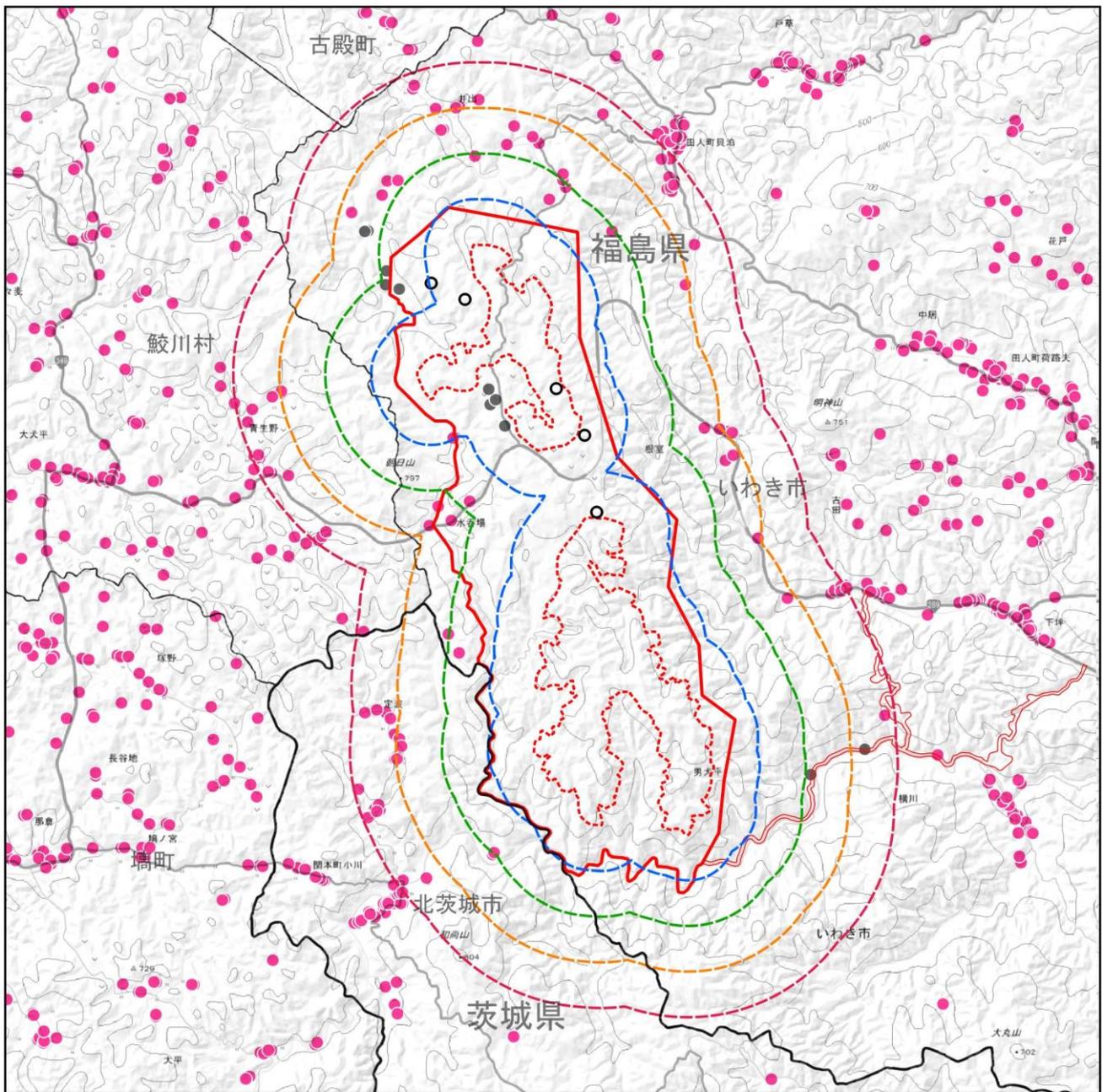
調査地点	設定根拠
W1	工事により濁りが流出するおそれがある小松川の支流である第2井出川上流を設定した。
W2	工事により濁りが流出するおそれがある支流と小松川の支流である第1井出川との合流点付近の支流側上流を設定した。
W3	工事により濁りが流出するおそれがある小松川の支流である第1井出川の上流を設定した。
W4	工事により濁りが流出するおそれがある支流と戸草川の支流である大柴沢との合流点付近の支流側上流を設定した。
W5	工事により濁りが流出するおそれがある戸草川の支流である大柴沢の上流を設定した。
W6	工事により濁りが流出するおそれがある支流と入旅人川との合流点付近の支流側上流を設定した。
W7	工事により濁りが流出するおそれがある支流と入旅人川との合流点付近の支流側上流を設定した。
W8	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の四時川下流を設定した。
W9	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の支流側上流を設定した。
W10	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の四時川下流を設定した。
W11	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の支流側上流を設定した。
W12	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の支流側上流を設定した。
W13	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の支流側上流を設定した。
W14	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の四時川下流を設定した。
W15	工事により濁りが流出するおそれがある支流と四時川との合流点付近の支流側上流を設定した。

29. 風車の影の調査地点について【顧問】（方法書 p358）

風車の影の調査地点について、具体的に地図でお示ください。

（事業者の見解）

風車の影の影響時間をシミュレーションにより予測した結果を踏まえた上で、風車の影による影響が想定される地点を対象に遮蔽物の状況を調査いたします。風車の影の予測範囲を図 12 にお示しいたします。



凡例

- 住宅等
- 住居としての利用実態がない建物
- 風力発電機設置想定区域から0.5km
- 風力発電機設置想定区域から1.0km
- 風力発電機設置想定区域から1.5km
- 風力発電機設置想定区域から2.0km

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域（道路改良等）
- 風力発電機設置想定区域
- ユーラス田人ウインドファーム
- 県境
- 市町村界

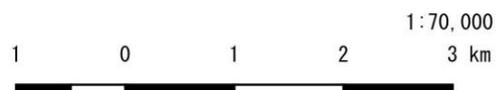


図 12 風車の影の予測範囲

30. 一般鳥類の任意調査について【顧問】（方法書 p363）

鳥類について任意調査は行なわないのでしょうか。

（事業者の見解）

ポイントセンサス法の定点間を移動する際、任意に確認した種についても記録いたします。

31. 一般鳥類の音声録音調査について【顧問】（方法書 p366）

鳥類の音声録音調査の時間帯及び録音時間を明示してください。レコーダーは通常のICレコーダーでしょうか。ハウジングは行なわないのでしょうか。

（事業者の見解）

鳥類の音声録音調査は以下のとおり予定しております。

- ・調査日数：1回の調査時期につき3日間程度
- ・調査時間：1日のうち19時から7時まで
- ・録音時間：1日当たり12時間（1回の調査時期につき計36時間程度）

→レコーダーは通常のICレコーダーではなく、野生動物の録音に特化した機種※を使用し、ハウジングは行わない予定です。

※候補機種として、以下を想定しており、防水仕様となっております。

<https://www.wildlifeacoustics.com/products/song-meter-mini-2-aa>

32. 鳥類に係る累積的な影響について【顧問】（方法書 p366）

調査、予測及び評価の手法：鳥類

対象事業実施区域の周囲にはクマタカを始めとする猛禽類が生息しております。また、この地域中編には既往の風力発電施設があり、さらに本事業の他にも環境影響評価手続中の案件があるため、本事業とこれらの発電施設による累積的な影響が懸念されます。バードストライクの発生による地域個体群への影響や風力発電施設を避ける行動をとる障壁効果等について、既往の発電施設での調査情報や他の計画案件の事業者との情報交換等により情報を収集し、累積的な影響について調査、予測、評価を行うようにしてください。

（事業者の見解）

希少猛禽類のバードストライクの発生による地域個体群への影響や風力発電施設を避ける行動をとる障壁効果等について、既設風力発電所での調査情報や計画中の他事業の事業者との情報交換等により情報を収集に努め、累積的な影響について調査、予測及び評価いたします。

33. 魚類・底生動物の調査について【顧問】（方法書 p372）

（記述上の問題かと思いますが）設定した地点の上下流においても河川環境の異なる場所があれば動物相や重要種の調査を行うとともに、準備書では調査地点の概要についても記述することをご検討ください。

（事業者の見解）

調査地点として設定した地点の上下流において河川環境の異なる場所がある場合には、動物相や重要種の調査を行うとともに、準備書において調査地点の概要についても記載いたします。

34. 一般鳥類の調査地点及び踏査経路について【顧問】（方法書 p379）

風力発電機設置想定区域に調査点やルートが少ないようです。周辺部の調査を増やす必要性はないのではないのでしょうか。再配置をご検討ください。

（事業者の見解）

風力発電機設置想定区域内において、設定可能な調査地点及びルートを検討いたします。

35. 植生調査の時期及び調査地点について【顧問】（方法書 p385～387）

- ・ 植生調査の時期が秋季のみとされておりますが、植生調査の最適期は植生の種類によって異なりますので、植物相調査と並行して行うようにしてください。
 - ・ 植物社会学的植生調査は一種のコドラート調査ではありますが、地形や土壌等植分の生育状態に沿って調査枠を設定しますので、必然的に不定形となります。方形の枠は、その植分の立地環境を的確に反映したものとは限りませんので、そのように調査願います。
 - ・ 準備書の現存植生図は、環境省植生図の凡例目にとられることなく、現地の状況を的確に表現する群落名を凡例としてください。
- また、予め53か所の植生調査予定地が示されておりますが、現地調査をする中で、必要に応じて調査位置の変更や新たな調査区の設定等の対応をお願いいたします。

（事業者の見解）

- ・ 植生調査は、十分に植物が生育し、階層区分が判断しやすい秋季を対象に実施する方針です。
 - ・ コドラート調査は、植生の状況、地形及び樹高を基に方形枠を基本として設定いたします。また、方形枠にこだわらず現地状況に合わせて設定いたします。
 - ・ 群落名については、植生調査の結果を踏まえ適切に設定いたします。
- また、植生調査位置の設定に関しては、現地特性等の状況を踏まえて調整いたします。

(二次質問)

- ・ご回答の中の、「十分に植物が生育」している季節とはどのような意味でしょうか。秋季は夏季や春季に最盛期のある植物は衰退をはじめ落葉するものや、早春でしか確認できない種もありますので、「十分に植物が生育」しているとは限りません。この点では植物相調査と基本的に同じです。
- ・また、「階層区分が判断しやすい」とはどのような状態をいうのでしょうか。

(事業者の見解)

植生の構造や優占状況（被度・群度等）を把握できる程度に植物の生育が進んだ状態を想定し「十分に植物が生育」と表現いたしました。

また、上記のとおり、十分に植物が生育することにより高木・亜高木・低木などの各階層の樹高や立木状況を確認しやすい状態になると考え、「階層区分が判断しやすい」と表現いたしました。

なお、現地の状況を確認した上で、秋季において、草本層の衰退や樹木の落葉に伴い被度判定が困難になると予想される場合等には、植物相調査の結果も踏まえ、必要に応じて早春季・春季・夏季に補足調査を実施いたします。

36. 植生調査の調査季節について【顧問】（方法書 p386）

植生調査は植物相調査に合わせて4季（もしくは早春以外の3季）で実施することとしておくのが良いと思います。

(事業者の見解)

植生調査は、十分に植物が生育し、階層区分が判断しやすい秋季を主体に実施いたしますが、春季及び夏季にも補足確認いたします。

37. 生態系の上位性注目種について【顧問】（方法書 p390）

本地域は森林を主体とする地域で、クマタカ等も確認されております。上位性としてノスリが適切か再度ご検討ください。

（事業者の見解）

既設のユーラス田人ウインドファームにおいて、クマタカの確認例数が少なく、ノスリを生態系上位種に選定していたことから、本事業においてもノスリを選定しておりました。なお、今後の現地調査においてクマタカの繁殖を確認した場合は、上位種をノスリからクマタカに変更いたします。

38. 生態系の調査地点について【顧問】（方法書 p396）

典型性の餌資源調査が、風力発電機設置想定区域で少ないようです。また、生態系の他の項目の調査位置について図面がありません。

（事業者の見解）

風力発電機設置想定区域内において設定可能な調査地点を検討いたします。

また、典型性注目種（カラ類）の餌資源調査（昆虫類）以外の生態系の項目については、以下のように他の動植物の調査地点と同一となっているため、準備書において該当する図番号を記載いたします。

（生態系の調査地点のうち、動植物と同一地点）

- ・上位性注目種（ノスリ）の生息状況調査地点＝猛禽類調査地点
- ・上位性注目種（ノスリ）の餌資源調査（ネズミ類）地点＝哺乳類のトラップ法調査地点
- ・典型性注目種（カラ類）の生息状況調査地点＝一般鳥類のポイントセンサス法調査地点
- ・典型性注目種（カラ類）の餌資源調査（植物）地点＝植生調査地点

39. 景観調査時のレンズの焦点距離及び画角について【顧問】（方法書 p397）

調査方法について、景観写真の撮影に用いるレンズの焦点距離と画角についてご説明ください。また、調査地点数の数字のいずれかが間違っているようですのでご確認ください。

（事業者の見解）

景観写真の撮影に用いるレンズの焦点距離及び画角は、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、2013年）を参考とし、フィルムカメラ（35mmフルサイズ）焦点距離28mm（水平画角約65.5°）を使用いたします。また、方法書p397に記載の「主要な眺望点として抽出された12地点に、身近な眺望点として抽出された5地点を追加し、18地点とする」について、正しくは「主要な眺望点として抽出された12地点に、身近な眺望点として抽出された6地点を追加し、18地点とする」であるため、準備書において修正いたします。

40. 夜間のフォトモンタージュについて【顧問】（方法書 p398）

表3.1.6-2主要な眺望点の概要（p126）では、No.3、4地点において天体観測の適地との記述があります。景観の予測に際しては、天体観測への影響を検討するために、夜間のフォトモンタージュも作成して影響を評価してください。

（事業者の見解）

No.3「三株山」、No.4「鹿角平観光牧場」において、天文台等の利用状況や観測方向を確認し、必要に応じて、天体観測への影響の予測及び評価を検討いたします。

41. 人と自然との触れ合いの活動の場の調査内容について【顧問】（方法書 p400）

現地調査について、アンケート調査及びヒアリング調査で状況を把握すると記載されておりますが、具体的に何の状況に関して調査を行うのかご説明ください。

また、c. 自然の音状況把握の目的は何でしょうか。騒音調査の項目との違いは何でしょうか。

（事業者の見解）

施設利用者へのアンケート調査においては、主にどのような交通ルートを利用して施設にアクセスしているか、利用目的や頻度等を確認いたします。また、施設管理者へのヒアリングにおいては、年間の利用者数や特に利用者数が増加する時期、利用者の状況を確認いたします。

また、「c. 自然の音状況把握」は、人と自然との触れ合いの活動の場の利用目的として、音環境が含まれる可能性があるため、葉擦れ音・川のせせらぎ・小鳥のさえずり等の主な自然音を現地で確認する目的で実施いたします。その上で、騒音調査結果を活用し、施設の稼働に伴う音環境への影響の程度を把握いたします。

42. 放射線の量の調査について【顧問】（方法書 p411）

福島・茨城県境の山間部は福島第一原子力発電所事故による汚染が相対的に強く生じた地域です。この地域では山岳域の尾根部、山頂部で汚染が顕著に生じましたが、これは資料p121の図1で地点番号28、46、57における値が最も高かった測定結果とも整合しております。現時点で汚染状況重点調査地域の指定基準 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を切る程度まで空間線量率が下がっている理由は放射壊変及び表層土壌の風化とともに、土壌中の放射性物質が表面から数センチ下の層に移行していることが寄与していると考えられます。そのため、福島県知事意見に対する事業者からの見解にある「影響を回避できるものと考えております」と安心せずに、知事指摘にある「土壌の放射性物質濃度の測定も含めて、調査方法を検討」、「沈砂池の堆積物や工事によって発生する残土について、放射性物質濃度の測定に基づいて管理、処分方法を検討する」を確実に実施してください。また、樹木の樹皮部、及び地表面のリター層への放射性物質の蓄積もよく知られた現象であり、その調査実施についても検討をお願いいたします。

（事業者の見解）

残土及び伐採木については、適切に処理いたします。また、必要に応じて、放射線の量を測定いたします。

（二次質問）

残土及び伐採木の適切な処理、また必要に応じて放射線の量を測定するとのことですが、福島県知事意見にある「土壌中の放射性物質濃度の測定」、及び当方からの指摘である地表面のリター層の放射性物質に対する調査は実施するのでしょうか。現状では一定の値に空間線量率が収まっているとしても、地面を掘り返す工事を伴う事業により、地表面下の浅い層に移行した放射性物質が再び地表面に露出し、またリター層の蓄積したものが舞い上がることにより空間線量率を大きく変える可能性があります。

（事業者の見解）

工事の実施前において、改変の可能性のある範囲で表層を含めた土壌中の放射性物質濃度を測定いたします。また、必要に応じて関係機関と協議を行い、適切に対応いたします。

43. 風力発電機から発せられる騒音の周波数特性について【顧問】（方法書全体）

風力発電機が選定された段階で、それから発せられる騒音の周波数特性（風速毎）に関するデータを入手して図書へ盛り込んでください。純音性可聴度の評価もお願いいたします。

（事業者の見解）

風力発電機メーカーより騒音の周波数特性（風速毎）に関するデータを入手し、予測及び評価に反映いたします。また、純音性可聴度の評価を記載いたします。

44. 参照する JIS 及び ISO について発行年度について【顧問】（方法書全体）

参照する JIS 及び ISO について発行年度を記載してください。例えば、JIS Z 8731 や ISO 9613-2 等。

（事業者の見解）

準備書において、参照する JIS 及び ISO の発行年度を記載いたします。

45. 風力発電機の設置予定位置について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 4】
風力発電機の配置計画図は記載されているか。

（事業者の見解）

現時点の風力発電機の設置予定位置（案）は図 13 のとおりです。

※風力発電機の設置予定位置が確定しておらず地権者との調整が必要であるため、非公開といたします。

非公開

図 13 風力発電機の設置予定位置（案）

46. 風力発電機の設置予定位置について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 5】
送変電施設の位置（予定含む）は記載されているか。

（事業者の見解）

現時点で想定している変電所位置（案）は図 14 のとおりです。

※変電所の位置が確定していないため、非公開といたします。

非公開

図 14 変電所位置（案）

47. コンクリート供給基地の位置及び車両台数について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 11】

工所用資材の搬入ルートについて、起点となるコンクリート供給基地の位置（始点）、及び工所用資材の搬出入ルートを走行するコンクリートミキサー車（又はアジテータ車）の台数／日は記載されているか。（残土搬出の方が車両台数が多いと予測される場合には、処分場の位置、ダンプ車の台数／日が記載されているか。）。

（事業者の見解）

現時点で想定しているコンクリート供給基地の位置及び工所用資材等の搬出入路（案）を図 15 にお示しいたします。

現在、基本設計中であり、コンクリートミキサー車の台数を算出できておりませんが、隣接するユーラス田人ウインドファームでは、日最大台数は 450 台でした。

※コンクリート供給基地の位置は、現時点での想定であるため、非公開といたします。

非公開

図 15 コンクリート供給基地の位置
及び工事用資材等の搬出入路（案）

48. 改変区域について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 12】

工事中仮設道路、管理用道路及び土捨場等の改変箇所、並びに伐採範囲が分かる配置図は記載されているか。

（事業者の見解）

現時点で想定している改変区域（案）を図 16 にお示しいたします。

※改変区域は、現時点での想定であるため、非公開といたします。

非公開

図 16 改变区域（案）

49. 残土量について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 13】

造成による切土、盛土、残土処分量について、切盛土量、残土量の概算数値（万 m^3 単位）は記載されているか。

（事業者の見解）

現時点で想定している切土量、盛土量及び残土量は以下のとおりです。

切土量	盛土量	残土量
●●●● m^3	●●●● m^3	●●●● m^3

※切土量・盛土量・残土量は、現時点での想定であるため、非公開といたします。

50. 騒音及び超低周波音、振動の調査地点について（非公開）【経済産業省チェックリスト No. 33】

大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500分の1～2500分の1程度）は記載されているか。

（事業者の見解）

騒音及び超低周波音、振動の調査地点の大縮尺図は、図 17 のとおりです。なお、今後の地権者との調整により、調査地点が変更となる可能性がございます。

※今後地権者との調整が必要であるため、また、個人情報特定されてしまう可能性があるため、非公開といたします。

非公開

図 17(1) 調査地点の大縮尺図
(工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動)

非公開

図 17(2) 調査地点の大縮尺図
(工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動)

非公開

図 17(3) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

非公開

図 17(4) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

非公開

図 17(5) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

非公開

図 17(6) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

非公開

図 17(7) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

非公開

図 17(8) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

非公開

図 17(9) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

非公開

図 17(10) 調査地点の大縮尺図
(建設機械の稼働に伴う騒音、
施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音)

51. 騒音及び超低周波音、振動の調査地点について(非公開)【経済産業省チェックリスト No. 43】
騒音の調査地点の状況(写真等)が把握できるものとなっているか。

(事業者の見解)

騒音及び超低周波音、振動の調査地点の状況写真は図 18 のとおりです。なお、今後の地権者との調整により、調査地点が変更となる可能性がございます。

※今後地権者との調整が必要であるため、また、個人情報特定されてしまう可能性があるため、非公開といたします。

<p style="text-align: center;">RN1</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年9月4日撮影</p>	<p style="text-align: center;">RN2</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年5月27日撮影</p>	
<p style="text-align: center;">EN1</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年5月26日撮影</p>	<p style="text-align: center;">EN2</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年5月27日撮影</p>	<p style="text-align: center;">EN3</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年5月27日撮影</p>
<p style="text-align: center;">EN4</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年5月26日撮影</p>	<p style="text-align: center;">EN5</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年5月26日撮影</p>	<p style="text-align: center;">EN6</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2024年12月13日撮影</p>
<p style="text-align: center;">EN7</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2025年5月27日撮影</p>	<p style="text-align: center;">EN8</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 130px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p style="color: red;">非公開</p> </div> <p style="text-align: center;">2024年12月13日撮影</p>	

図 18 騒音及び超低周波音、振動の調査地点の状況写真